

こばやしウォーキングクラブ会則

(総則)

第1条 本会は、こばやしウォーキングクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は、小林市及び周辺住民を対象として、和気あいあいと、だれでも・どこでもできるウォーキングを通して、健康な心身・仲間づくりを支援することを目的とする。

(組織)

第3条

2

本会は、本クラブの目的に賛同するもので組織する。
本会は、日本ウォーキング協会の傘下にある宮崎県ウォーキング協会に加盟する。

(会の入会及び会員の特典)

第4条 本会に入会するとき、入会届を提出する。

2 会員には、本会より必要な情報等を与える。

3 会員は、JWA（日本ウォーキング協会）による各種大会・行事・講習会・研修に参加し受講する機会がある。

第5条 本会に入会者には、ウォーキング大会の案内をする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は会員より選出し事務担当者が当たる。

(事業)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の行事を行う。

- (1) 地元を中心とした、定期的ウォーキングの開催
- (2) 各地ウォーキング大会の参加
- (3) 宮崎ツデーマーチをはじめとするウォーキング活性化のためのボランティア活動の積極的参加

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 1名 (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名 (6) 事務局 2名 連絡員若干名

2 役員は総会の承認を得る

3 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

4 会長は県協会の常任理事、副会長1名は理事を兼ねる。

5 会長がその任を遂行できない場合は副会長が会長代行を行う

6 本会の役員は連絡網の連絡員を兼ねる。

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の承認を得る。

(会議)
第10条
2

本会の会議は総会と理事会とする。

総会は年1回開催し、次のことを審議し決定する。

- (1) 年度計画及び予算
- (2) 年度報告及び決算
- (3) 次年度役員選出及び規約改正等。
- (4) 本会の議長は、選出により決める。
- (5) 議事は、総会出席会員の過半数の決議で定め、可否同数のときは議長がこれを定める。

理事会（役員会）は会長、副会長、理事、会計、事務局で構成し、会長が招集し、本会の運営上必要な事について協議する。

(会計)
第11条
2
(会費)
第12条

会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

毎年、総会において会計報告をする。

年会費は2,500円とし、協会加盟費その他、必要経費に充てるものとする。

- 2 会員を積極的に勧誘して活動の促進や次世代の育成の為に体験ウォーク者を受け入れる
- 3 年度途中の入会は認める。
- 4 翌年、1月から3月までの入会は、新年度の入会を条件に無料とする。

以下 省略とする

(付則)

本会の会則は平成25年4月1日より施行。

付則2 この本会の会則は平成26年4月1日より施行

付則3 この本会の会則は平成26年9月14日より施行

付則4 この本会の会則は平成28年4月25日より施行

付則5 この本会の会則は令和6年4月7日より施行